平成14年3月6日 放送大学規程第5号

改正 平成 18 年 9 月 11 日、平成 20 年 2 月 22 日、 令和 4 年 3 月 16 日

(趣旨)

- 第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づく放送大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号授与に関しては、この規程の定めるところによる。 (資格)
- 第2条 名誉教授の称号は、放送大学(以下「本学」という。)を学長、副学長、教授、特任教授又は特任栄誉教授として退職し、かつ、次の各号の一に該当する者に対し選考の上授与する。
 - 一 本学に学長、副学長、教授、特任教授又は特任栄誉教授として通算10年以上勤務し、教育 上、研究上又は大学の運営上特に功績があった者
 - 二 前号の年数には達しないが、教育上、研究上又は大学の運営上特に顕著な功績があった者
 - 三 本学学長として、特に顕著な功績があった者

(勤務年数の通算)

- 第3条 本学教授としての勤務年数には、本学准教授としての勤務年数の3分の2の年数を教授勤務年数として加えることができる。ただし、本学教授として5年以上勤務した場合に限る。
- 第4条 名誉教授の選考は、評議会の議に基づき、学長が行う。 (称号の授与)
- 第5条 本学名誉教授の称号授与は、学長が別記様式の辞令書を交付して行う。 (補則)
- 第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附則

この規程は、平成14年3月6日から施行する。

附 則(平成18年9月11日)抄

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の放送大学名誉教授称号授与規程第3条の規定の適用については、 この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則(平成20年2月22日)

この規程は、平成20年2月22日から施行し、この規定による放送大学名誉教授称号授与規程の 規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則(令和4年3月16日)

この規程は、令和4年3月16日から施行する。